

SS研 システム技術分科会

ドメイン名と紛争処理の現状

2001年8月2日

坪 俊宏

グローバルコモンズ株式会社

tsubo @global.ad.jp

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

講演者ご紹介(概略)

坪俊宏

- ・グローバルコモンズ(株) 代表取締役社長
- ・JPNIC(Japan Network Information Center)のドメイン名担当理事

本日のお話

- 何が問題なのか？
- ICANN uDRP とは？
 - ICANN uDRP に基づく紛争処理の構造
 - ICANN認定紛争処理機関
 - ICANN uDRP の成立条件
 - ICANN uDRP の紛争処理統計
 - ICANN uDRP の紛争処理事例
- JP-DRP とは？
 - JP-DRP の紛争処理統計・事例
- 対抗ルート(alternate roots)問題

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

今日のお話の項目(概略)

1. 何が問題なのか(私がテーマとしている問題)

2. ICANN uDRPについて

* ICANN : Internet Corporation for Assigned Names and Numbers --- ドメイン名、IPアドレス等、世界の全体の枠組みの管理を行っている組織

* uDRP : uniform Dispute Resolution Policy --- ICANNが一昨年定めた紛争処理方針

3. JP-DRPについて

* JP-DRP : JP-Dispute Resolution Policy --- ICANNの全世界的な紛争処理の枠組みをJPNICがローカライズして策定して運用しているもの

4. alternate-roots問題について

これは今始まった問題ではなく、最近、ある意味でインターネットが非常に危機的な状況になっている。前半のドメイン名の知的財産権との抵触の問題と毛色は異なるが、今ドメイン名空間自体が非常に危機にさらされているという状況を、ドメイン名紛争という共通の項目として話しをする。

何が問題なのか？

インターネットの急激な拡大

- インターネット人口の拡大
- Eコマースの拡大

ドメイン名の役割(見られ方)の変化

- ネット上のホストの識別子からeブランドへ
(identifier から identity へ)

ドメイン名と商標の間で発生する問題

- 権利者(商標権者)間における争い
- 悪意による不正なドメイン名登録・使用の問題
(サイバースクワッシング)

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

何が問題なのか。まず、「インターネットの急激な拡大」というのがある。インターネット人口がどんどん拡大していくと、情報空間という側面とあわせて、Eコマース(商業空間)と言う意味でも、インターネットが非常に拡大しているという現状がある。

このような中で「ドメイン名の役割あるいはドメイン名が一般から見られる見られ方」、これが変わってきている。ドメイン名というのはネットワーク上の識別子で、元々IPアドレスというものが存在するが、IPアドレスの番号を覚えるのは大変だし、物理的なコンピュータの位置が変わるとIPアドレスもそれに伴って変わる、という性格があるので、人間にとって判りやすい名前と言うことでドメイン名というものがマッピングされている。元々インターネット上のホストの識別子だったのが、昨今ではWebサイトにどれだけ判りやすい名前をつけるかということで、Eブランドとも言われるが、1つのブランディング手法、あるいはツールとしてドメイン名が使われ始めている。つまり、元来identifierだったものがidentityを示すものになって来ているのではないかとされている。

それに伴い、今まで考えられなかった問題「紛争」というものが出てくる。それが今回のテーマであるドメイン名と商標との間で発生する問題で、広く知的財産権とも言うが、一番問題なのは商標である。人名の問題、会社名(称号)の問題、広い意味では知的財産権とドメイン名の抵触という問題になるが、ここでは商標ということに注目して話を進める。

ドメイン名と商標に絡んで発生する問題を大きく2つに分けると、1つは権利者間における争い。2者が争っているとして2者共に正当な権利を持っている(商標権を持っている)ことでひとつのドメイン名を争っている。どちらか一方が既に登録しているのか、権利がある2者間で1つのドメイン名が争われているという問題。もう1つは、悪意による不正なドメイン名の登録使用。2者間で紛争が起きた場合で、既にドメイン名を登録している側が、実はドメイン名に関しては何ら権利を持っていなくて権利者に対し後から高額転売する、権利者を邪魔するためにわざと先取りする、などの悪意に基づいた不正なドメイン名の登録という問題があり、後者を称して「サイバースクワッシング」(サイバースペース上における不法占拠)という言葉が使われている。

ICANN uDRP とは(1)

uDRPの特徴は、ミニマルアプローチ

- 不正な登録・使用のみの解決を図る

uDRP = uniform Dispute Resolution Policy

- 対象はCOM/NET/ORG
- 1999年10月24日、ICANN理事会が承認
- ICANN認定レジストラはすべてuDRPを採用
- ICANNが紛争処理機関を認定

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

ICANNが、このドメイン名紛争というものを何とか解決しなければいけない、という問題意識から1999年10月に"ICANN uDRP"(統一ドメイン名紛争処理方針)という1つのポリシーを策定した。

大きな特徴として、先ほどドメイン名と商標との問題とは大きく2つあると述べたが、ICANN uDRPが解決しようとしているのは後者のサイバースクワッティングのみである。権利者間の争いというものに関しては、ドメイン名空間上どちらが悪いかどうか判断ができないものである。この種のもの、裁判所に行って解決してもらい、と割り切ってドメイン名を管理しているICANNとしては、あくまでもドメイン名というものの本来の使い方ではない形で悪意に基づいて登録されているもの、明らかに悪者だ、というものに関してなんとか排除していこうということで作ったのがICANN uDRPである。

対象は、".com"(ドットコム), ".net"(ドットネット), ".org"(ドットオルグ)。

現状ドメイン名は大きく2つに分類できる。1つはGenericTLD(GTLD)というのが7つ。com,net,orgもその7つのうちの3つで、その他に、".edu"(ドットエデュ)や、アメリカで使われている".gov"(ドットゴブ), ".mil"(ドットミル)、さらに国際機関が使っている".int"(ドットイント)、これら7つのGTLDというのが一つの固まりである。もう1つは、CCTLD(Country Code Top Level Domain)という世界中の各国に割当てられたトップレベルドメインが250弱ある。これが現状の全てのドメインである。昨年末、ICANNが新たにGTLDを7つ追加するとのことで、今年7つ追加される予定。また、本日現在で、".biz"(ドットビズ), ".info"(ドットインフォ)というものが登録可能な状態になっており、この後5つ追加される予定である。

ICANN uDRPに関して現状は、".com", ".net", ".org" が対象になっている。1999年10月24日にICANNの理事会が承認し、その年の12月1日に実運用が開始されている。ICANN認定レジストラはすべてuDRPを採用する。ドメイン名のデータベースを一元的に管理するところがレジストリといわれ、現在「ベリサイン」というところが ".com", ".net", ".org" に関して一元的にデータベース管理をしているレジストリである。その下にレジストラと呼ばれる登録受付機関(登録機関)がICANNの認定する機関で、現状で認定されたところが140程度(動いているのは約半分)ある。ICANNから認定を受けたレジストラはすべてICANN uDRP紛争が起きた場合、ポリシーに基づいて解決するということを採用することが義務付けられている。レジストリやレジストラというのは、ドメイン名を登録する側の機関であり、一方で紛争が起きた場合には、ICANNがこれとは別に認定している紛争処理機関というもの、現在全世界に4機関(具体的名称は後述)あり、それらに対して権利者が申し立てを行う。

ICANN uDRP とは(2)

既存の紛争処理(裁判・仲裁)に代わる方法

- 低費用(WIPO:1件US\$1,500)
- 短期間(最高55日)
- 簡易(書類ベースで処理)
- 不服の場合は裁判へ

裁定(移転・取消)の実施

- 裁定から10日以内に登録者による提訴がなければDNSに結果を反映

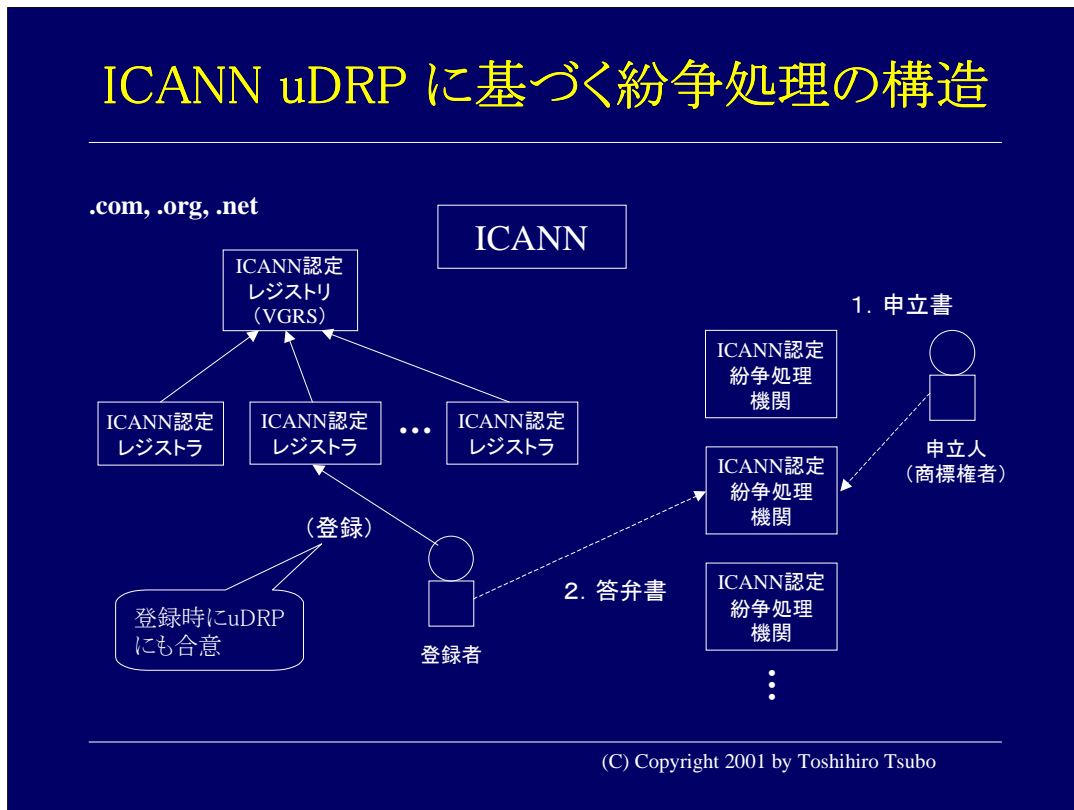
(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

既存の紛争処理に代わる方法ということで、ICANN uDRPというものが作られた。既存の紛争処理の方法というのは、一般的なのは裁判のことである。あと可能性としては仲裁という方法もあるが、これら裁判や仲裁に代わる方法ということでICANN uDRPというものが作られた経緯がある。

既存の裁判や仲裁と比較して何が違うのかというと、まず「低費用」。4つの紛争処理機関のうち一番多く扱っているのはWIPO(World Intellectual Property Organization)という国連機関の1機関。世界的な所有権機関というところが4つのうちの1つだが、WIPOの例では、1件の申し立てに付き1500ドル(16~17万円)の料金を紛争処理が行われるということになっている。ただ例えば、企業の場合には弁護士を雇うことになるので、弁護士費用を考えるとまた少し上乗せになるだろうと思われるが、裁判に訴えて出る費用に比べると格段に低費用ではないかと思われる。次に、「短期間」ということで最高でも55日で裁定が出される。それから3つ目の特徴は「簡易」。人の移動は全く無く全て書類ベースで処理されて裁定が出される。それから4つ目、「不服の場合は裁判へ」ということで、結局裁判に行くのか、と思われるかもしれないが、大抵は紛争処理機関ICANN uDRPに出されたものは裁判に行くことなく、紛争処理機関の裁定で落ち着いた(統計は後述)。法的な観点からいうと、あくまでも自主ルールという位置付けで、お互いに契約した内容を前提に紛争処理していく。不服の場合には裁判所に行くことになり、仲裁の場合とこの点で異なる。仲裁の場合には「仲裁は拘束力があり、バインディングする」つまり、仲裁決定したら裁判所へは持っていけない。従って、仲裁を始める前に両当事者が仲裁に関して合意(仲裁の決定は最終決定である)したうえで、仲裁というプロセスが始まる。そういう意味で仲裁そのものがなかなか始まりにくいという性格がある。uDRPの場合には、裁判へも行けるので、仲裁とは異なる方法ということである。

裁定の実施ということで、3つの具体的な裁定がある。1つは移転あるいは取消ということでドメイン名を持っている側が負ける(申立人が勝つ)パターン。ここでは移転・取消の2つしか書いてないが、もう1つの裁定の結果として、ドメイン名登録者側の勝訴(ドメイン名はそのままドメイン名登録者が使う権利があるという結論)があるが、ここでは移転・取消ということでドメイン名登録者側が負けた場合のことを書いてある。ドメイン名登録者が敗訴し、移転または取消ということで裁定が下され、10日以内にドメイン名登録者側から裁判所へ提訴したという知らせが無い限りその裁定結果が適用される。10日以内に裁判所に訴えたという知らせがあれば裁定は凍結という形になる。裁判所の結論が出るまで、何らアクションを起こさないというのがICANN uDRPの特徴である。

ICANN uDRP に基づく紛争処理の構造



ICANNという全体を管理している機関があり、上図は".com", ".net", ".org" に関する図で、左側半分は登録の状況を表し、右側半分は紛争が起きた場合の構造を表している。

登録に関しては、登録者が約70程度(今動いている概数)のいずれかのレジストラ(全世界に存在) に対してドメイン名の登録申請というものを行う。登録申請が行われた段階でレジストラからレジストリに対してデータベースのチェック、一意性保証しなくてはならないのでデータベースのチェックがかけられ、一意性が確認された段階でデータベースに追加登録されるという形になっている。

VGRS(ベリサイン Global Registry Services)というのは、ベリサインの1部門で、3つのドメイン名のレジストリしているベリサインの部署ということである。

登録者が登録する段階で登録合意書に合意するという前提でドメイン名を申請するのだが、ドメイン名の合意書の中にはuDRPというものもreferする形で含まれている。登録するドメイン名に対して、もし第三者が自分が権利を持っているという申し立てをした場合には、このuDRPにのっとって紛争解決に従うという内容のものになっている。

登録完了後、もし登録者が登録したドメイン名が第三者の権利を侵害している、という可能性がある場合、権利を持っている側、申立人(図の右側) が4つの紛争処理機関のいずれかに申し立てをするという形になっている。申し立てを受けた紛争処理機関は、登録者に連絡をとって答弁書を出せと言う形になる。一方からは申立書というものが出され、登録者の方からは答弁書というものが出てきて、紛争処理機関は2つのドキュメントに基づいて裁定を下すことになる。どここの場所に来いということは無く、簡易手続き(後述)が1つの特徴になっているので、基本的には全て提出された資料に基づいて白か黒かの判断が行われるという形になっている。

ICANN認定紛争処理機関

ICANNはこれまで4つの機関を認定

- World Intellectual Property Organization
[WIPO] (1999年12月1日)
- The National Arbitration Forum
[NAF] (1999年12月23日)
- eResolution
[eRes] (2000年1月1日)
- CPR Institute for Dispute Resolution
[CPR] (2000年5月22日)

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

ICANNから認定された紛争処理機関が4つほどであると前述したが、具体的にはここに挙げた4機関のことである。

“WIPO”が一番最初に1999年12月1日にトップバッターとして紛争処理機関に認定された。その後全てアメリカの機関と思われるが“NAF”、そして年が明けて2000年に“eRes”、最後に“CPR”。これら4つの裁定を下すことのできる認定紛争処理機関というものが動いている。なぜ4つなのか、1つで充分ではないか、とも思われるが、ICANNとしては「紛争処理に関しても競争を持ち込む」と主張している。当然ビジネスにおける競争とは異なるが、結果として価格が異なるという結果が出てきている。また、サービスの質にも影響するであろう。単一機関で、訴える側に選択権がないというのは好ましくないとの判断で現状4機関存在している。今後の機関数増加については、ICANNとしてはこれ以上よほどのことが無い限り積極的に増やしていかないとやっている。

昨年11月までは“.com”、“.net”、“.org”というのはアルファベットだけの世界だったが、昨年11月に“日本語.com”という日本語を使ったドメイン名の登録も開始されている。日本語だけでなく、他言語ドメイン名ということで色々な国の言葉が登録できるようになっているのだが、それらについてもやはり4つの機関が取り扱うということになっている。

“日本語.com”に関しては既に何件か申し立てで裁定が出ている。一番最初に下されたのが、“三共.COM”。これは中国のサイバースクワッターに先取りされ、その後、三共(株)の方で漢字の“三共.COM”をWIPOに申し立て、それについては三共(株)の勝訴で移転裁定が下されているかと思われる。“三共.COM”の場合には中国人(と思われる)と日本人の争いと云うことで、場合によってはまだたくさん日本語.com”に関して、サイバースクワッティングされているということもマスコミ等で報道されており、日本人同士の争いも充分あり得る。争いと言う形でまだ顕在化してないのだが、WIPOとしても日本人同士の場合には日本語で裁定を出すということで、1件だけ日本語での裁定も出ている。ただしWIPOのパネリストという人たちが裁定を下す形になるのだが、なかなか英語以外の言葉で裁定を下せる人数に限られているという現状もあり、やはり申し立ては英語で出さなければいけないという現状にまだ変わりはない。今、他言語ドメイン名がどんどん広がっているので、この辺りについては、また今後展開していくかと思われるが、マンパワー的にはどこの紛争機関も英語以外の紛争処理に関しては まだ手薄であるというのが現状である。

ICANN uDRP の成立条件

紛争処理の対象

- 1 登録者のドメイン名が申立人の商標と同一・類似
- 2 登録者はそのドメイン名に正当な権利をもっていない
- 3 そのドメイン名が不正な登録・使用されている

不正な登録・使用の証明

- 実費金額を越える対価で転売することを目的に登録
- 商標権者によるドメイン名使用を妨害するために登録し、そのような妨害行為がパターン化しているとき
- ライバル会社の事業を混乱させることを目的に登録
- ユーザーの誤認混同をねらって第三者の商標でドメイン名を登録・使用

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

もし自分が被害者だった場合、どうやって申し立て出来るのか、という成立条件について述べる。

ICANN uDRPが扱うものは、サイバースクワッティングのみと前述したが、サイバースクワッティングとはどういう状況なのか、ということでここに挙げた。

紛争処理の対象となる条件について、ポリシーのドキュメントを見ると、まず対象になるのは3つの条件が全て揃っていないといけない(ひとつでも欠けてはいけけない)。1は見た目で明確に判断できる。2は訴える側が考えていることを証明として出さなければいけない。3の不正な登録使用とはどういう状況かという例を、その下に4つほど挙げた。これらはあくまでも例示であり、これ以外の状況があっても判断の対象になると思われるが、典型的なサイバースクワッティングの例ということでここに4つほど挙げた。実際のポリシーに興味があれば、JPNICのWebに翻訳文も掲載しているが、少し長い説明になっているので、ポイントだけ挙げた。

1つ目の例は「実費金額を越える対価で転売することを目的に登録」。明らかに先取りをして権利者に高く売るといった場合。登録時の目的は想像しか出来ないが、実態としてどこかからある日突然何百万円でこのドメイン名を売りますよ、というオファーがあった場合にこの例の証明になるとされている。

2つ目「商標権者によるドメイン名使用を妨害するために登録し、そのような妨害行為がパターン化しているとき」。例えばあるサイバースクワッターが“toyota.com”というものを先取りし、しかし何もしない状態。つまり、“toyota.com”を登録しているだけで、(株)トヨタに対して高額で売りたいとか、webサイトを作って誤認混同させる行為をしてない状況で、果たしてサイバースクワッティングなのか判断できない。色々調べた結果、同じ登録者が“nissan.com”や“matsuda.com”も登録している。登録しているだけで何もやっていない場合が、この例に該当。1つだけ登録して邪魔している場合には、判断が難しくパネリスト次第と思われるが、明らかに2つ以上の第三者の権利を持っているドメイン名を登録している場合には、パターン化しているという判断に基づき、この2つ目の類型に当てはまる。

3つ目の例が「ライバル会社の事業を混乱させることを目的に登録」。誰が登録したのか、というところがキーになる。明らかにライバル会社が自社と対抗している会社の社名あるいはサービス名でドメイン名を登録し、何も使っていないとかあるいは誤認混同を招く使い方をしている、という場合。

4つ目は「ユーザーの誤認混同をねらって第三者の商標でドメイン名を登録・使用」。ドメイン名を使ってwebサイトを立ち上げているという状況が前提として考えられるが、明らかに、ユーザーが誤認混同するのではないかという名前webサイトを立ち上げ、ユーザーを引き込んでいた場合。

ICANN uDRP の紛争処理統計(1)

2001年7月20日現在

紛争件数	ドメイン名件数	紛争ステータス
345	546	Pending
0	0	Suspended for court action
35	49	Suspended, other
380	595	Total undisposed proceedings
2578	4547	Name transferred
28	35	Name cancelled
1	4	Name(s) cancelled/transferred
639	822	Decision for respondent
21	496	Split decision
3267	5904	Dispositions by decision

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

紛争処理統計ということで、ICANNのwebサイトに最新の統計が掲載されている。実際に紛争件数が何件あり(紛争件数)、紛争の対象になっているドメイン名件数が何件あり、紛争のステータスはどうなっているのかと云うことが記載されている。ここで紛争の件数とドメイン名の件数が違う数になっているのは、申し立てをする側が複数のドメイン名を申し立てる場合があるということ。サイバースクワッティングする側もある商標に対してある会社が持っている複数の商標なり、会社名を先取りしているパターンがあるので、こういう場合、申し立てる側もドメイン名をまとめて申し立てるといった形になっている。ただし、あくまでも申し立てる相手は一社のみである。つまり自分がサイバースクワッティングされているドメイン名が複数あり、それぞれ別の人がサイバースクワッティングしているといった状況の場合には、相手方それぞれに対して申し立てを挙げなければいけない。ここで複数挙げられているのは、あくまでもひとりのサイバースクワッターが複数のドメイン名を不正に登録し、それに対して訴える側もその複数のドメイン名を申し立てる形の場合である。

ICANN uDRP の紛争処理統計(2)

紛争件数	ドメイン名件数	紛争ステータス
6	6	Settlement with transfer
0	0	Settlement without transfer
52	59	Settlement, unspecified result
1	4	Dismissal with prejudice
304	515	Dismissal without prejudice
69	82	Dismissal, unspecified
432	666	Dispositions without decision
4079	7165	Total proceedings (other than those terminated for recommencement)

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

ICANN uDRP の紛争処理統計(3)

統計の分析

- uDRP による紛争処理手続は、1999年12月1日開始
- 約1年半の間の申立件数は、4,079件(7,165ドメイン名)
- 裁定が出されたものは、3,267件(5,904ドメイン名)
- 申立人側の勝訴: 2,607件(79.8%)
4,586ドメイン名(77.7%)
- 登録者側の勝訴: 639件(19.6%)
822ドメイン名(13.9%)
(Split decision の件数を除く)

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

統計の主なポイントをまとめた。

uDRPによる紛争処理手続は、前述した通り1999年12月1日に開始し、約1年半経過したが、申し立ての件数は4079件、ドメイン名では7165ドメイン、がこれまで申し立てられている。

裁定が出されたものは、そのうち3267件、ドメイン名では5904件ということで、裁定が下されなかった(差し戻し)り、ペンディング中(今裁定をしているもの)というものが大半だと思われるが、引き算すると 紛争処理件数でいうと700件前後が、いまだに紛争処理の途中にあるということである。

裁定の結果を見ると、申立て人側が勝訴した場合と登録者側が勝訴した場合の比率は約8対2である。申し立ての対象になるものは、怪しいものということになるので、申立て人が勝つ確率が高くなるかと思われる。その中でも登録者側が正しく登録していると判断が下されたものが2割弱ある。

最後に”Split decisionの件数を除く”と書いてあるのは、統計資料(2つ前のスライド)を見てみると、移転裁定、取消裁定、ドメイン名登録者勝訴という以外に、Split decisionというものがある。これは、複数のドメイン名に対して申し立てをかける場合、例えば3つのドメイン名をまとめて申し立てるといったケースがあるが、3つのドメイン名に対して2つは移転裁定が下され、1つはドメイン名登録者側が持っていて良いというような形で、1つの申し立てに対して裁定が分かれるケースがある。これがSplit decisionというところに書かれている数字である。

ICANN uDRP の紛争処理事例

著名人の名前

- juliaroberts.com
- sting.com
- madonna.com

日本企業関係

- bungeishunju.com、bunshun.com
- gameb0y.com
- canoncopymachines.com
- jal.com

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

いくつか新聞等を賑わせたものをここに挙げる。

著名人の名前では、少し前に“juliaroberts.com”に、女優のJuliarobertsが申し立てをかけたJuliaroberts側(女優)が裁定では勝訴した。その後裁判になったようだが、裁判の結果は聞いていないため不明である。“sting.com”を持っている人に対して歌手のStingが申し立てをかけたが、結果はSting(歌手)が負けた。“sting.com”を登録している人はStingに対して悪意を持って登録したわけで無く、自分で使うために登録していた。尚且つ、Stingというのは有名な歌手の名前ではあるが、ディクショナリーワードでstingという単語があるで、サイバースクワッティングではないとの判断で、登録者側が勝った事例である。“madonna.com”は、明らかにサイバースクワッティングと判断され、Madonnaが裁定で移転裁定を勝ち取っている。

日本企業の関係しているところでは、文芸春秋が申し立てをした“bungeishunju.com”や“bunshun.com”は、文芸春秋が勝っている。“gameb0y.com”これは任天堂が申し立てをしているものだが、よく見ると、“b0y”の“o”(オー)が“0”(ゼロ)になっている。申し立てをする条件というところで「ドメイン名が一致または類似」と前述したが、ドメイン名の類似性というのは非常に難しく、商標の侵害の場合には、類似というのは見た目では結構判断できるところがあるのだが、ドメイン名の場合には1文字違えば違うドメイン名として使えるので何が類似かという判断が非常に難しい。ここで“gameb0y”は実は類似という判断になっており、任天堂が当然のことながら勝訴している。次に、“canoncopymachines.com”。アメリカのキャノンコピーマシンを扱っているところが登録していたドメイン名で、これ以外に“canonus.com”等4つくらいキャノンの名前を使ったドメイン名が登録されており、アメリカのキャノンが異議申し立てをした。4つのうち3つに関しては明らかに“canonus”等の文字列が含まれており、キャノンの社名を侵害、条件紛争処理の判断基準から見ると不正な登録ということになり、キャノンUSが移転裁定を勝ち取ったが、“canoncopymachines.com”に関しては実際登録している側がキャノンコピーマシンを売っているところなので侵害ではない、これに関してはキャノン側に移転されずに登録者が勝ったという事例である。最後の“jal.com”というドメイン名を登録していた人に対して日本航空が申し立てをかけた事例である。持っていた人のイニシャルがjalという個人だったため、JALが敗訴。決してJALに対して悪意を持って登録したわけではなく、あくまでも自分(個人)の名前ということで、正当な登録だったため、ドメイン名登録者側が勝った。ただ現在既に日本航空の名前になっているので、その後何らかの取引があってJALで買い取ったのではないかと思われる。

ここまでがICANN uDRPの説明である。

JP-DRPとは？(1)

JP-DRP = JP-Dispute Resolution Policy
(JPドメイン名紛争処理方針)

ICANN uDRPをローカライズ

- 基本的な枠組みは ICANN uDRPと同じ
- 申立の根拠を「商標その他表示」に
(uDRPは「trademarks or service marks」)

具体的な効果

- 既存JPドメイン名で移転を自由化
- 汎用JPドメイン名での紛争解決

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

ICANN uDRPが動き始めてからの各国の対応として、ICANN uDRPをそのまま採用した国もいくつかある。ICANN uDRPを採用しなかったドイツなどはDRPは作らず、すべて裁判の不正競争防止法で対応するというので、何らアクションを起こしていない。また一方でICANN uDRPを自分の国の法律等々に合わせてローカライズするという動きをとっているところもいくつかあり、日本もそのうちの1つである。ICANN uDRPをそのままでは難しいというところが何ヶ所もあり、それを日本の法律あるいは習慣・慣習に合わせてローカライズしたものがJP-DRP(JP-Dispute Resolution Policy: JPドメイン名紛争処理方針)と称しているものである。これは文字通りJPドメイン名に絡んだ紛争が発生した場合に、この紛争処理方針を使って解決できるというものである。

ICANN uDRPとの一番大きな違いは、申し立ての根拠を「商標その他表示」という表現にしている。ICANN uDRPで“trademarks or service marks”(商標あるいはサービスマーク)と言っているのは、日本でいうと両方とも商標の分類になるので、基本的には商標とドメイン名との抵触を扱う形なる。日本の場合には商標登録されていない会社名や著名人の名前が、ICANN uDRPの場合には商業的価値のあるものは商標とみなして取り扱うことができるようである。逆に日本国の場合には商標としてしまうと、あくまでも商標法に定める商標ということになってしまい、いくら有名な人の名前であっても適用できなくなってしまう。そういう意味で実は文言上は、ICANN uDRPと変えているが、ICANN uDRPで取り扱っている程度の広がり日本でも保てるようにということで「商標その他商標に準じる表示」と言う意味合いで「商標その他表示」にしてある。

JP-DRPを採用する以前はJPドメイン名には移転禁止という原則があった(JP-DRPは昨年10月に採用)。これはサイバースクワットिंगを防止するという目的であったが、JP-DRPの導入と共に移転を自由化した。移転を禁止していたときに実際にサイバースクワットिंगは抑止できたが、本当の目的で移転したいものまでも禁止するという、逆に不便な状況があった。早く自由化したいという動きはあったが、そのためにはサイバースクワットिंगに対抗する別の手段を作らなければ自由化できないということで、移転の自由化を留めていたが、JP-DRPの導入と同時に自由化した。

今年(2001年)の2月から汎用JPドメイン名というものをスタートした。セカンドレベルに文字列が登録できるというものである。今までのドメイン名(属性型,地域型)には1組織1ドメイン名の原則というものがあった。これも非常に評判が悪くて1組織複数ドメイン名登録したいという要望があり、既存のドメイン名でそれは崩さず、全く新たな空間を設けて1組織1ドメイン名を無くそうということで始まったのが汎用JPドメイン名である。こちらは第2レベルに登録できるということ以外に、1人あるいは1社で何個でも登録できる。そうなるとやはりここでもサイバースクワットिंगの心配がでくるので、汎用JPドメイン名を導入する前にJP-DRPを導入したかったという順番がある。

JP-DRPとは？(2)

これまでの経緯

2000年7月19日

- 「JPDメイン名紛争処理方針」公開

2000年8月22日

- 工業所有権仲裁センターが認定紛争処理機関に
(現在の「日本知的財産仲裁センター」)

2000年10月19日

- 「JPDメイン名紛争処理方針」発効
- 工業所有権仲裁センターがサービス開始

2000年11月13日

- 第1号案件 (AXIS.CO.JP) の手続開始

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

経緯を簡単に挙げたが、2000年7月にJP-DRPというものを公開して日本でも紛争処理機関というものをJPNICの外におくというICANNのスタイルをそのまま導入する形で進んでいたもので、今のところ1機関しかないのだが、2000年8月に「工業所有権仲裁センター」というところが名乗りをあげてJPNICが認定した。今年になってから工業所有権仲裁センターは組織の名称を変えて「日本知的財産仲裁センター」となっている。10月19日に紛争処理方針が発行され、サービスがスタートした。1つ目の案件が11月13日に申し立てがあったということになっている。

JP-DRP の紛争処理統計・事例

手続開始日	ドメイン名	裁定
2000/11/13	AXIS.CO.JP	取下げ
2000/11/24	GOO.CO.JP	移転 → 裁判
2001/01/04	YUZAWAYA.CO.JP	取下げ
2001/01/15	ITOYOKADO.CO.JP	移転
2001/01/25	SONYBANK.CO.JP	移転 → 裁判
2001/02/01	ICOM.NE.JP	移転
2001/02/08	REDHAT.CO.JP	取下げ
2001/03/16	MP3.CO.JP	移転 → 裁判
2001/04/04	RCC.CO.JP	移転
2001/04/06	SUNKIST.CO.JP	移転
2001/05/23	HTV.CO.JP/HTV.JP	係属中
2001/05/29	ARMANI.CO.JP	移転

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

本日現在までの案件を挙げた。ICANN uDRPと違って非常に数が限られているので1枚のスライドで全部並んでしまうが、それぞれ手続開始日,ドメイン名,裁定(裁定の結果が出ているもの)の順に列挙している。

現在係属中の”HTV.CO.JP/HTV.JP” は、初めて複合審理ということで複数のドメイン名が申し立てられた案件である。これについては係属中、残りは移転か取下げ、1種の和解が成立して紛争処理からは取下げられ、3つとも結果としては移転されている。2者間で話し合いが行われて裁定の結果が出る前に移転をするということになっている。もう1つのパターンとしては移転という裁定が出たが、ドメイン名の登録者側が不服なので裁判になっているケース、今2つほどあります。“GOO.CO.JP”と”SONYBANK.CO.JP”というものが裁判になっている。

ここまでがDRPの話である。

対抗ルート(alternate roots)問題(1)

対抗ルートとは？

- 正規ルート(authoritative root)ではないルート

なぜ対抗ルートなのか？

- ICANNの方針に反対
- 独自のTLDビジネスを展開

何が問題なのか？

- インターネット(ドメイン名空間)の分断
 - 同じドメイン名なのに違うWebサイト
 - 同じドメイン名なのに違うメール受信人
- トップレベルのサイバースクワッティング(Vint Cerf)

(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

ドメイン名と知的財産権、あるいは商標との紛争から離れて、ここではalternate roots(対抗ルートと記述したが、まだ日本語訳が定着・固定されていないため、代替ルートという文字で訳されたり、いくつかあるが、ここでは、alternate rootsという言葉を使用する。)について説明する。全く異なる次元でドメイン名が紛争状態になっているというものである。

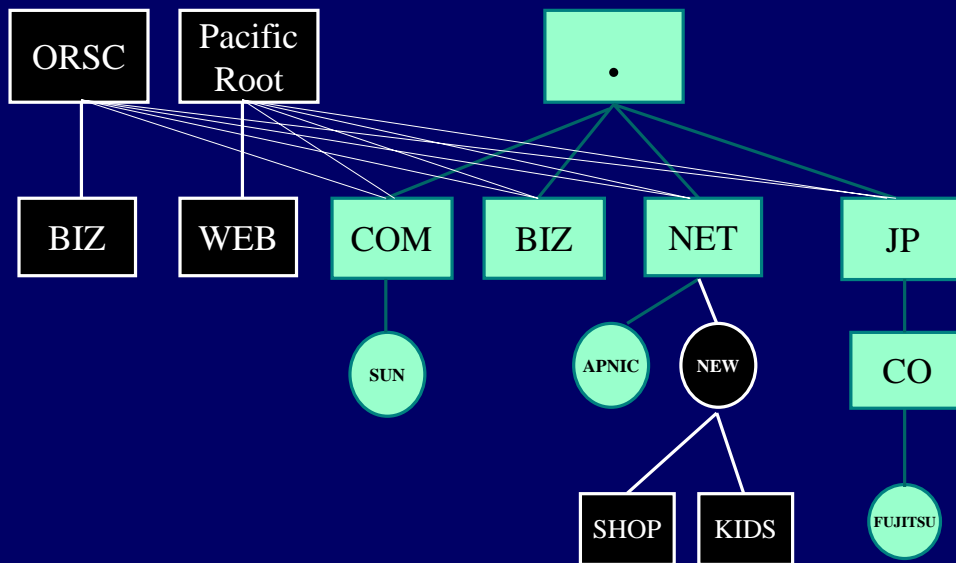
(ここで先に次スライドの図を参照)

今何故alternate rootsが出てきたかという、ICANNの方針に反対、独自のトップレベルドメインのビジネスを展開していく、というものである。

何が問題かと言うと、インターネットドメイン名空間が分断されてしまう。同じトップレベルドメイン名が出てくると、それぞれのトップレベルドメインに登録するユーザが別々に存在するわけで、例えば"fujitsu.biz"というものをICANNの管理下で登録し、富士通でないところがNew.netの登録で"fujitsu.biz"というものを登録してしまう。そうすると例えば富士通のお客様が"www.fujitsu.biz"にアクセスしようとしたら、個々の環境に応じて、あるユーザはこちらのwebサイト、あるユーザはこちらのwebサイトということで、別のwebサイトにアクセスしてしまう危険性が出てきてしまう。同様にメールアドレスも全く同様で、自分が送ったはずのところに届かないという問題も起きてくる。

現在ICANNのチェアマンであるVinton G. Cerf曰く、「トップレベルのサイバースクワッティングである」という話をしている。これは、今まだ日本では一部のみ日経産業新聞とか月刊ASCIIに取り上げられているが、まだそれほど危機が迫った状況ではないが、このNew.netが日本にも進出してくるらしいということでJPNICはじめとしてドメイン名空間の一意性を守っていかなくてははいけないと思っている関係者にとっては、この問題をどう解決していこうかと非常に頭を悩ませている状況である。

対抗ルート(alternate roots)問題(2)



(C) Copyright 2001 by Toshihiro Tsubo

ルートサーバ(DNS)の構造は、1番上にルートサーバが全世界に13台配置されていて(そのうちの1台は日本にある)、その13台にトップレベルドメインが登録されていて、それぞれのトップレベルドメインのネームサーバの場所をポイントしている。従って、新たにトップレベルドメインを追加するためには、ルートサーバにトップレベルドメインの文字列が追加されなければ始まらないということになる。

前述した通りGTLDが7つ、CCTLDが240強あるので250強のトップレベルドメインがルートサーバに設定されていて、一意性を保証している。このルートサーバの下の階層を見ていくとCOMやNET、今始まっているBIZがあり、このあたりがGTLDである。COMの下にSUNというドメインがあると、"sun.com"という登録ドメイン名ができる。それからもう一方でCCTLDがあり、JPをはじめとして240強のCCTLDがある。JPの場合には今までのスタイルでいうと企業を問わずCOがあり、富士通であれば"fujitsu.co.jp" というものが一意で定められるという形になっている。

今問題になっているのは、黒で示している部分。Alternate rootsの中でも2パターンある。1つ目は、別のルートを勝手に立ち上げ、勝手にトップレベルドメイン名を作り、CANNがオーソライズしているドメイン名空間にアタッチする。すると、自分たちの空間の方が広がる。例えばORSCというグループが".biz"を勝手に作り、ICANNの既存ドメイン名空間に全部連動させる。すると、ORSCが管理しているルートは、今認められているトップレベルドメインと、自分が勝手に追加したトップレベルドメイン名の両方の空間ができてしまう。Pacific Rootというのが別にあるがこういう別ルートを勝手に始めているところが、今分かっているだけでも6つ7つぐらいある。もう1つは、New.netという会社がアメリカで今ビジネスを開始している。この会社は、自分たちで独自にルートサーバ的なものを作り、下にサブドメインとして"shop", "kids"という名前を作り、ユーザに特別なプラグインを配布する。そのプラグインを使うと、New.netを省略した形でドメイン名空間が見られるという仕組みになっている。既存のものは今まで通り見られるが、それ以外にNew.netが提供している".KIDS"や".SHOP" もトップレベルドメイン名のように見える。そういう意味では先程のグループと同様に、新たに別ルートを作って自分で勝手にトップレベルドメインをどんどん増やしているという現状になっている。

何が問題か。1つは、ドメイン名空間は必ずユニークネスを保たなければならないというポリシーの基にICANNが進めてきたのに、勝手にルートを立ち上げて自分たちの空間を作ってしまう。まず手続き的な問題、更にもっと大変なのはトップレベルドメイン名が重複してしまうと、ドメイン名空間がある意味分断されてしまう。具体的に表面化しているのは".BIZ"というドメイン名。".BIZ"がICANNで新たに追加されたが、alternate rootsの方で既に".BIZ"が勝手に追加されていたという問題になっている。alternate roots自体は数年前から存在し、今始まった問題ではないが、今具体的にぶつかる問題である。もう1つは、New.netというのは非常にお金をかけて大きなビジネスとして動いているもので、今まではalternate rootsと言ってもICANNのやり方に反対だから自分たちが勝手にやる、ということでそれほどビジネス的な動きではなかった。そういう意味ではビジネス的な動きが出てきたので今大きな問題として話題になっている。